三沢市介護予防・日常生活支援総合事業Ｑ＆Ａ

（2017 年３月作成、2017 年６月更新）

ここでは、平成２９年２～６月に行われた住民説明会・出前講座に参加した皆さまから寄せられた質問にお答えします。

質問１

Ｑ　要介護度等の内容がわからない。

Ａ　介護サービスをどの位必要としているのかを要介護者の介護の手間にかかる時間に応じ、要介護状態を「要支援１・２」「要介護１～５」の 7 段階に区分しており数字が多い方が、介護負担が大きく手がかかるということになります。

質問２

Ｑ　この地区は、市内から車で２０分ほど離れており、今日話されたことは机上の夢物語ではないか。買い物を支援するにも、往復１時間以上に及ぶ支援はしにくいのではないかと思う。

Ａ　訪問型サービスやシルバー人材センターによる生活支援サービスの買い物支援は、距離的に時間がかかるのであれば、利用は難しいかと思われますが、民間事業者が行う移動スーパーなどの移動販売サービスが広がってきておりますので、それらを活用した買い物支援を行う等の方法が考えられます。どんなサービスが地域に必要なのか、一緒に考え、地域の皆さんで支える地域づくりをしていただければと思います。

質問３

Ｑ　認知症簡易チェックサイトはスマホでということですが、高齢者でスマホを利用している人がどれ位あるのでしょうか。もう少し誰でもできるようにしてください。

Ａ　認知症簡易チェックシステムは、市民が認知症に対し気軽にチェックできる環境を整備し、認知症の早期発見及び認知症に対する理解の普及啓発を目的として、掲載しております。

アクセス割合は、家族・介護者向けは５６％、本人向けは４３％となっております。

質問４

Ｑ　新森には何もないので、１０日位に１回でもいいから体を動かすことがほしい。

Ａ　新森地区には、集会所を拠点として、おらほの寺子屋（介護予防教室）が開催されています。新森地区の代表者の方に連絡してみてください。

質問５

Q　新しい総合事業では、現在の介護サービスより質の低下はないのでしょうか。

A　介護予防ケアマネジメントにより、専門職による身体介護、生活援助などのサービス提供が必要と判断された方には、現行相当のサービス提供となりますので、低下となることはありません。

質問６

Q　助成金の２０万円は活動回数や人数などで変動はないのですか。集いの場を作った時に、お金を集めてもいいですか。

A　活動回数や人数などの制限はありません。どういう時にお金を集めるのか等のルールを決めたうえで、必要に応じてお金を集めることも可能です。

質問７

Q　５８の基本チェックリストの質問項目の内容が知りたいです。

A　大きく分けて、家族や生活状況、運動・閉じこもりについて、転倒について、口腔・栄養について、物忘れについて、日常生活について、社会参加について、心身の健康状態についての８項目の内容について、５８の質問項目となっております。具体的な質問項目については、用紙がありますので地域包括支援センターに相談してください。

質問８

Q　当日配布された説明会資料で、１７ページ目の訪問介護サービスで短時間サービスの２０分未満、生活援助では、掃除、調理、洗濯、買い物等は時間内で終了するのは無理ではないでしょうか。３０分～１時間ぐらいはかかるのでは。２０分未満の根拠は？

A　排泄介助、体位変換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった利用者の生活にとって必要な短時間の身体介助を想定しております。訪問介護の内容が単に本人の安否確認や健康チェック、またそれに伴う若干の身体介護も対象となりません。

質問９

Q　訪問介護者による２０分未満生活援助とは、どのようなことを行うのか、説明の中のようなことはできないのでは？

A　排泄介助、体位変換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった利用者の生活にとって必要な短時間の身体介助を想定しております。訪問介護の内容が単に本人の安否確認や健康チェック、またそれに伴う若干の身体介護も対象となりません。

質問１０

Q　通所型サービスBの利用者は、ケアマネの指示でどこに行くかを決めるのか、もしくは自分でどこに行くか決められるのか。

A　通所型サービスB（住民主体による支援）については、地域住民などが主体となり、要支援者や事業対象者などを対象とした各種介護予防サービス（体操や趣味活動など現在の「寺子屋活動」を広げた活動を想定）を週 1 回以上、1 回 2 時間程度のサービスを提供していただきたいと考えております。

今回のご質問については、基本的には地域の住民団体からのサービス提供を受けることを想定していますので、ご自身でお住まいから近い場所でのサービスを検討していただきたいと思います。

質問１１

Q　利用者に怪我、転倒があった時責任者は誰となるのか。

A　その際の責任は、基本的には団体の使用責任者（民法 715 条）により団体が損害賠償の責任を負う必要がありますが、団体の責任によらない場合など必ずしも使用者責任が当てはまらない場合もあります。いずれにせよ、事故などに対応するため、利用者へ十分な説明を行ったうえ承諾書などを提出していただくともに、ボランティア保険などへ加入することをおすすめいたします。

質問１２

Q　利用者のサービス利用状況をどのようにチェックするのか。

A　利用状況の確認方法については、市ではサービス提供団体の活動日報と参加者名簿の作成、整備をおすすめいたします。作成様式などは市で様式を作成して提供いたします。その様式に活動内容、参加者名簿などを記載していただき、補助金の実績報告時に確認したいと考えております。

質問１３

Q　利用者が通所するための送迎やタクシー代、保険費の負担は？

A　例えば、送迎用の車両の借り上げ料、ガソリン代、車いすなどで通常の車両が利用できない方のための福祉バスなどの借り上げ、更には保険費（ボランティア保険など）についても運営費の補助対象事業として利用可能です。

質問１４

Q　ボランティア保険でカバーできる額が小さいのでトラブル時に対応できない。

A　ボランティア保険については、現在、様々な福祉サービス総合保障などの保険サービスが出ておりますので、補償額の上限について事故などに十分対応できるような加入をご検討してください。